

取引金融機関の選定について

法人化後の資金収納や支払事務等を経済的かつ効率的に行うために、取引金融機関（メインバンク）を選定する。

1 法人化に伴う業務の変化

現状	法人化後
県の出先機関 山口県立大学（麻） 収納（振込等） 支払（個別） ↳ 県の指定金融機関等	地方独立行政法人（公立大学法人） 公立大学法人山口県立大学（独立機関） 収納（口座引落等） 支払（月単位） ↳ 取引金融機関（メインバンク） 短期借入金利の発生、資金の管理運用

2 選定の方法

取引金融機関選定のため、「取引金融機関選定審査委員会」を設置する。

(1) 委員会の構成

委員会は委員長（山口県総務部長）及び委員 4 名の計 5 名をもって構成する。

委員長は、次の所属に属する職員の中から委員を指名する。

- ・ 総務部財政課
- ・ 総務部学事文書課
- ・ 出納局会計課
- ・ 山口県立大学事務局

(2) 選定方法

指名プロポーザル方式により、金融機関からの提案内容を審査の上、選定する。

指名金融機関の資格要件は、県内に営業店舗を有する金融機関とし、その他の要件は委員会が定める。

3 選定にあたっての視点

- (1) 学生、保護者、法人の「利便性」
- (2) 金融機関の「健全性」
- (3) 新たに生じる手数料等コストの「経済性」
- (4) 法人の業務運営への「効率性」

比較検討

4 選定スケジュール

平成 17 年 11 月 委員会の設置、提案依頼
 12 月 審査、選定

取引金融機関選定審査委員会設置要綱(案)

(設置)

第1条 公立大学法人山口県立大学が資金の収納や支払事務等を経済的かつ効率的に行うため、その取引金融機関を選定するため、取引金融機関選定審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員(以下「委員等」という。)をもって構成する。

2 委員長は、山口県総務部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる所属の職員の中から、委員長が指名するものとする。

(1) 総務部財政課

(2) 総務部学事文書課

(3) 出納局会計課

(4) 山口県立大学事務局

(運営)

第3条 委員長は、委員会を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

3 委員会は、委員等の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

4 委員会の議決は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員会の会議は、非公開とする。

(選定の方法)

第4条 委員会は、指名プロポーザル方式により、金融機関からの提案内容を審査の上、選定する。

2 指名金融機関の資格要件は、県内に営業店舗を有する金融機関とし、その他の要件は、委員会が定める。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、山口県総務部学事文書課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成17年11月 日から施行する。